

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程案 新旧対照表

熊本市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成20年議会規程第1号）

改正後（案）						現行					
第1条～第6条 略 使途基準表						第1条～第6条 略 使途基準表					
科目	内容	細目	例示	可否	備考	科目	内容	細目	例示	可否	備考
調査研究費	国内調査費の項 略					調査研究費	国内調査費の項 略				
	議員又は会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費 交通費 調査委託費 調査補助者等への謝礼等	国外調査費	○	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、 <b>旅券交付手数料</b> は除く。  以下 略		議員又は会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費	旅費 交通費 調査委託費 調査補助者等への謝礼等	国外調査費	○	・実費を原則とするものの、熊本市職員等の旅費支給に関する条例によることができる。ただし、 <b>旅行雑費</b> は除く。  以下 略
研修費の部以下 略						研修費の部以下 略					
様式第1号～様式第5号 略						様式第1号～様式第5号 略					

**附 則**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。